

静岡県告示第859号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年11月24日

静岡県知事 川勝平太

移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、テレワークに係る環境の整備を推進し、住生活の向上及び本県への移住の促進を図るため、移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「テレワーク」とは、県内に所在する住宅の所有者又は賃借人（これらの者の親族を含む。）が、当該住宅において職務に従事することをいう。
- (2) この要綱において「移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業」とは、別表事業区分の欄に掲げる事業をいう。
- (3) この要綱において「住宅」とは、人の居住の用に供する建物又は建物のうち人の居住の用に供する部分であって次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 移住者が基準期間内に居住し、又は居住しようとするもの
 - イ 知事が別に定める基準を満たすもの
- (4) この要綱において「移住者」とは、基準期間内に転入をし、又は転入をしようとする者をいう。
- (5) この要綱において「基準期間」とは、当該補助金の交付の申請をした日の属する年度をいう。
- (6) この要綱において「転入」とは、県外から新たに県内の市町の区域内に住所を定めることをいう。
- (7) この要綱において「建設企業」とは、県内に営業所を有する者であって次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者
 - イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者
- (8) この要綱において「建築設備等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備のうち電気、ガス、給水、排水、換気、暖房又は冷房の設備その他知事が別に定めるものをいう。
- (9) この要綱において「エネルギー消費性能」とは、建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいい、当該住宅において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費について経費の区分ごとの配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

- 提出書類 各1部
- ア 変更承認申請書（様式第4号）
 - イ 変更事業計画書（様式第2号）
 - ウ 変更収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第5号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で徐して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

| 補助の対象 | | 経費 | 補助率（額） |
|----------------------------------|--|--------------------------|--|
| 事業区分 | 事業の内容 | | |
| 移住者向け テレワーク 対応リフォーム事業 | <p>県内に所在する住宅（過去に別に定める補助金の交付を受けたことがないものに限る。以下同じ。）の所有者又は賃借人（いずれも過去に別に定める補助金の交付を受けたことがない個人に限る。以下同じ。）が、テレワークに係る環境の整備を目的として、建設企業に次に掲げる行為（以下「補助対象工事」という。）をさせる事業</p> <p>1 当該住宅の修繕若しくは模様替又は当該住宅への間仕切壁その他知事が別に定めるものの設置</p> <p>2 1と併せて行う当該住宅への建築設備等の設置又は当該住宅に設けた建築設備等の改修</p> | 当該事業に要する経費のうち、工事費又は工事請負費 | <p>左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、1戸当たり35万円を限度とする。</p> <p>ただし、知事が別に定める木材を仕上材料として使用する場合（使用された当該木材の面積が10平方メートル未満の場合を除く。）にあつては、1戸当たり左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と35万円とを比較して少ない方の額に、次に掲げる使用された当該木材の面積の区分に応じ、それぞれに掲げる額を加えて得た額以内とする。</p> <p>(1) 10平方メートル以上20平方メートル未満 3万円</p> <p>(2) 20平方メートル以上30平方メートル未満 7万円</p> <p>(3) 30平方メートル以上40平方メートル未満 10万円</p> <p>(4) 40平方メートル以上 14万円</p> |
| 移住者向け 新たなライフスタイル 対応リフォーム事業 | <p>県内に所在する住宅（移住者向けテレワーク対応リフォーム事業に係る補助金の交付の決定を受ける見込みであるものに限る。）の所有者又は賃借人が、住生活の向上を目的として、建設企業に補助対象工事（当該住宅のエネルギー消費性能の向上を図るための工事（当該住宅に設置された建築設備等のエネルギー消費性能の向上を図るためのものを除く。）その他知事が別に定めるものに限る。）をさせる事業</p> | | |

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所

氏名

年度において移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

2 事業完了予定年月日 年 月 日

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

| 区 分 | 予 算 額 (変 更 予 算 額) (決 算 額) | (予 算 額) | 比 較 | | 備 考 |
|-----|---------------------------------|-----------|-----|----|-----|
| | | | 増 | △減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

2 支出の部

| 区 分 | 予 算 額 (変 更 予 算 額) (決 算 額) | (予 算 額) | 比 較 | | 備 考 |
|-----|---------------------------------|-----------|-----|----|-----|
| | | | 増 | △減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた移住者向けテレワーク
対応リフォーム等事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
氏 名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |